

公布された規則のあらまし

○地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例施行規則（規則第 23 号）

- 1 地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例（令和 8 年佐賀県条例第 7 号）の施行に関し、課税免除の申請期限、課税免除申請書の様式その他必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとした。

○世界海洋プラスチックプランニングセンター条例の施行期日を定める規則（規則第 24 号）

世界海洋プラスチックプランニングセンター条例（令和 7 年佐賀県条例第 28 号）の施行期日は、令和 8 年 6 月 7 日とすることとした。